

# 公共調達制度改革について

## ～公共工事における入札制度改革～

平成19年6月15日

昨年の県発注工事における談合事件により県行政の信頼が著しく失墜したことを受け、このような事態が二度と起こらないようにするため、本年1月、公共調達改革の分野における我が国トップクラスの有識者6名で構成される「公共調達検討委員会」を設置し、県の公共調達制度を検証し、談合防止と効率的かつ効果的な公共調達制度の構築についてご検討いただきました。

去る5月10日、公共調達検討委員会から報告書が提出され、その後、その報告書の内容について、広く県民の皆様からご意見を募集したところです。

これは、報告書の提言をもとに、県民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、これから本県が取り組む入札制度改革について取りまとめたものです。

今後も、県民の皆様のご意見をいただきながら、より優れた公共調達制度の構築に取り組んでまいります。

### 1 品質・技術の評価・審査を踏まえた条件付き一般競争入札の拡大

平成20年6月以降全ての公共工事（政府調達に関する協定の適用を受ける工事を除く）において、指名競争入札を原則廃止し、条件付き一般競争入札を導入する。

但し、災害対応等、真にやむを得ない理由で指名競争入札や随意契約を行う場合は、その理由を事前及び事後に公表することとする。

### 2 電子入札の積極導入

平成19年6月から実施している電子入札については、条件付き一般競争入札拡大に伴う事務負担軽減に有効であり、対象範囲を順次拡大する。

なお、関係団体など関係者の意見を聞いて、適用範囲拡大の前倒し及び適用下限価格の引き下げを検討する。

平成18年8月に以下の導入計画を発表

平成19年6月 予定価格5千万円以上の工事

平成20年6月 予定価格3千万円以上の工事

平成21年6月 予定価格1千万円以上の工事

### 3 総合評価方式の扱い

品質確保の観点から総合評価方式については平成18年7月から導入済みであり、技術提案を伴う「高度技術提案型」、「標準型」は、大規模で特殊な工事について一層積極的に取り組んでいく。技術的工夫の余地が小さい「簡易型」の取り組みについては、ランク制の導入及び最低制限価格等の適用価格等の検討と併せ採用について検討する。

総合評価導入に併せて外部委員による総合評価審査委員会を設置し、審査、評価に対する恣意性の排除に努めるとともに、技術提案等は数値化を図り点数による評価を行い、審査結果についても公表する等総合評価に対する透明性、客観性の確保に配慮してきたところである。今後は、より広い視点から議論していただくため、外部委員の増員を図る等、平成19年7月以降総合評価方式のさらなる改善を行っていく。

### 4 地域要件の緩和

現行では、建設部単位の地域要件が主であるが、平成20年6月から以下のとおり実施する。但し、特殊な工事についてはこの限りではない。

・ 予定価格1億円以上・・・・・・・・・・県内1ブロック

・ 予定価格5千万円以上1億円未満・・・・・・・・・・県内3ブロック

(3ブロック：海草+那賀+伊都、有田+日高、西牟婁+串本+新宮)

・ 予定価格3千万円以上5千万円未満・・・・・・・・・・県内5ブロック

(5ブロック：海草、那賀+伊都、有田+日高、西牟婁、串本+新宮)

・ 予定価格3千万円未満・・・・・・・・・・県内9ブロック

(9ブロック：8建設部+1工事事務所)

※地域の表記は、それぞれ該当する振興局建設部の管内を指す。

※「海草」には海南工事事務所を含む。

なお、今後、ブロック内の業者数が大幅に変動した場合は、ブロックの構成を見直すことがある。

## 5 業者の評価（不良不適格業者の排除及びコンプライアンス評価）

現在は建設部単位で発注基準を定めているが、平成20年6月の地域要件の緩和に伴い、県内統一の発注基準を定め、ランク付けを行うこととする。

ランク付けにかかわる点数評価については、経営事項審査点数に対する地方基準点数のウェイトを高め、その際に不良不適格業者の排除の観点から、工事成績が際だって悪い業者や入札談合等の不正を犯した業者等に対しては、ランクダウンさせるとともに、「地域社会の要請への適応」としてのコンプライアンス評価については、可能な限り客観化、数値化し、その評価に応じランク付けを行い、平成20年6月から実施する。

但し、実施から2年間は、過去の受注実績を一定割合で加算する等の経過措置を講じる。

また、専門工事に関しては、ランク付けに際して十分な専門性を確保できるだけの条件を付すこととする。

### 今後の作業スケジュール

7月、	8月	県原案（コンプライアンス評価基準）作成
	8月末	原案発表
	9月上旬	説明会
9月、	10月	意見募集
	11月	資格審査内容について公表
	12月	準備期間
1月、	2月	入札参加資格審査
	3月末	ランク決定
	4月	ランク発表
	6月1日から	実施

〔不良不適格業者排除のための評価項目の例〕  
工事成績、技術者数、保証会社による保証の有無、外注比率、  
営業所の実態、反社会的勢力との関わり

〔コンプライアンス評価項目の例〕  
重機・仮設資材等の保有状況、産業廃棄物管理票制度の適正処理、  
労働安全衛生法関係資格者数

## 6 成長する業者へのインセンティブの付与

ランク付けについては、成長志向の業者をサポートするため、平成20年6月から上位にランクされた業者が、下位ランク工事へ参入できるようにする。

但し、実施から2年間は、新たに上位にランクされた業者のみが、下位ランク工事への参入が可能となるようにする。

## 7 J Vのあり方

大規模工事について、個々の工事が必要とされる施工能力のレベルを勘案し、施工可能な県内企業が存在しない工事については従来型の県外・県内業者のJ Vの義務付けを、施工可能な県内企業が存在するが、その数が少ない工事については、いわゆる混合入札方式を、平成19年7月から実施する。

## 8 入札参加業者の協力による談合防止策

談合構造や談合ルールの解明に真に協力した違反事業者への指名停止措置の短縮については、平成19年7月から実施することとし、損害賠償の扱いについては、平成20年6月を目途に検討する。

## 9 透明性の確保

公共調達の実施等に必要となる情報や、入札参加資格の設定等県がとった措置については、順次、可能な限りホームページ等で公表する。

また、入札制度改革の具体的内容、その効果等についてもわかりやすくホームページ等で公表する。

現行の公表項目（県ホームページに掲載）

- ・発注計画
- ・入札結果一覧
- ・指名停止業者名
- ・随意契約結果一覧
- ・総合評価方式審査結果 等

追加公表予定項目（県ホームページに掲載）

- ・入札執行調書（電子入札対応案件）
- ・低入札工事調査結果の概要
- ・随意契約の事前公表
- ・入札監視委員会の議事概要
- ・建設工事入札参加資格認定表

## 1 0 不服申立て手続きの整備

現行では、条件付き一般競争入札における入札参加資格等に係る苦情は、まず発注する機関において対応し、再苦情については、入札監視委員会が審議することとなっているが、その事務局は県土整備部が務めている状況にある。

今後は、入札監視委員会の強化及び専門性、独立制を有する常勤部署の活用も視野に入れながら、入札参加要件の設定、低入札価格調査の結果、指名停止措置等に係る不服、入札契約手続きに係る不備などの不服申立て手続きの整備について、平成20年6月からの実施に向け、検討する。

### 1 1 人材確保・組織の強化

平成20年6月実施を目途に、県に求められる品質・技術面での評価・審査能力の向上のため、県OBの再登用や民間人の活用等を検討するとともに、発注者としての評価・審査の適正さ及び不服申立てに対する適正かつ効果的な対応を行うための法曹資格者の任用についても検討する。

### 1 2 最低制限価格・低入札調査基準価格の事後公表

受注者の積算能力向上と安易なくじによる落札者決定を防止するため、現在、事前公表している最低制限価格及び低入札調査基準価格については、平成20年6月から事後公表とする。その際、職員の事務負担の増加及び職員に対する不正な働きかけの防止等を考慮し、適用価格及び設定方法について検討を行う。